

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

当町の洪水・土砂災害ハザードマップによると、想定最大規模降雨（入間川流域 72 時間総雨量 740 mm）に伴う洪水により越辺川が氾濫した場合、当会が立地する赤沼地区及び東部の石坂地区において、最大で浸水深 3 m 以上の浸水が想定されている。また、同石坂地区に加え、町北部の高野倉地区等では土砂災害の警戒区域となっている。

(地震：J-SHIS、ハザードマップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当町北部及び東部において今後 30 年間に震度 6 弱の地震が発生する確率は 59.3% となっている。また、当町の地震ハザードマップによると「関東平野北西縁断層帯地震」を想定したゆれが発生した際に、建物全壊率 5% 以上の地域も点在している。

(ため池：ハザードマップ)

当町のため池ハザードマップによると、当町の小用大沼地区および須江宮ノ沢地区においては水深 5 メートル未満となり、歩行困難な地域が発生する予測である。

(その他)

令和元年 10 月の台風 19 号の影響により、町内の道路、山林、各種施設や店舗、住宅などにも広域に被害を及ぼし、事業所の屋根や看板の損壊、倉庫の壁の破損があった。また町内の死者は 1 名であった。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 354 事業所
- ・小規模事業者数 327 事業所（平成 28 年経済センサスより）

【内訳】

	業種	商工業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	商業	224	住宅密集地域に多く点在
	工業	53	農村部に多く所在する。
	建築業	77	町内にまんべんなく点在している
	合計	354	

平成 30 年度統計はとやま より

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

- ・鳩山町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品（食料、簡易トイレ、感染症対策物品等）の備蓄

2) 当会の取り組み

- ・事業者への事業継続力強化計画作成に関する国の施策の周知
（比企郡内の商工会と連携したセミナー開催、補助金申請に絡めた制度の普及）
- ・商工会のビジネス総合保険や、火災共済協同組合の共済への加入促進
- ・防災備品（マスクや消毒液）を備蓄、発電機、テント等の整備
- ・鳩山町が実施する防災訓練への参加および協力

II 課題

これまで大きな災害がほとんどない地域特性から、特に混乱も生じなかった経緯があるため、「鳩山町地域防災計画」を踏まえた、当会の組織内における緊急時の取り組みを整理できていない。また、協力体制についての具体的な対策やマニュアルが整備されておらず、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいないといった課題がある。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機構との連携体制を平時から構築する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 平成27年に改正した「鳩山町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 町広報やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者の事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者の事業継続力強化支援計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、近隣市町と協力して小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

- ・ 当会は、令和4年3月31日までに事業継続力強化計画を作成する。

3) 関係団体との連携

- ・ 中小企業者のための災害共済として、埼玉県内の事業者向けに、災害共済の普及を推進する埼玉県火災共済協同組合と協力して本事業を実施する。左記組合は地域毎に担当制を設け、町内を適宜巡回しているため、当地域の実情を把握している。また、地域事業所からの一定程度の認知があり、当支援計画を踏まえた上での災害共済の普及の推進が可能である。共済などの重要性を認識することで、災害時に必要な復旧額が判明し、災害時の備えとなる計画策定に繋げることができる。さらに、経営指導員の巡回時も上記組合が有する災害共済メニュー（主に 火災共済、地震保険、休業対応共済等）を紹介することで、より一層の災害共済の推進を図る。また、当会主催のBCPに関する個別相談などを実施し、相談内で災害共済の内容の説明を行うことで、災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を伝えることができる。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業継続力強化計画の取り組み状況を確認する。また、必要に応じて、連携する関係団体の協力や専門家等の活用により個別対応を行う。
- ・ 当会では広域で、地域事業者向けの経営計画策定のための集団セミナーを行っている。セミナーの参加者はその後、個社の経営（革新）計画の策定に進み、定期的なPDCAのフォローアップを行っている。経営（革新）計画策定時より災害を意識した計画とし、上記フォローアップ時も災害計画のPDCAのサイクルが回るよう支援を継続して行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（越辺川の洪水氾濫）が発生したと仮定し、当町との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・ SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。

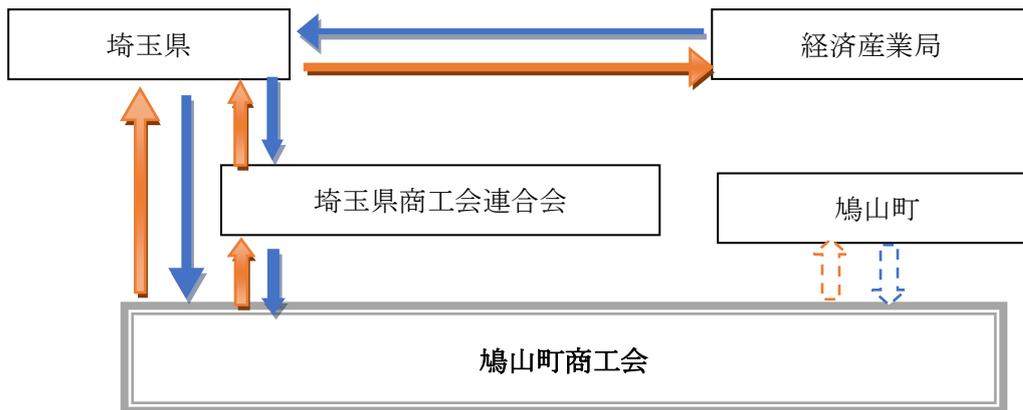
2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
- ・ なお、災害レベル別応急対策活動は下記のとおり。

警戒レベル	災害時における職員の応急対策活動内容
警戒レベル 3 以上	職員自身の安全が確保でき次第出勤し、災害に対する準備活動を行う。 災害内容を把握し、情報伝達対応と町との避難準備等の連携協力を行う。
警戒レベル 2 以下	職員自身の安全を確認し出勤し、職員自身で集めた情報収集を行う。 町との連携協力と共に災害内容等の確認を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて当会や当町より埼玉県および埼玉県商工会連合会に報告する。
（図表）県と県連の両方に連絡を取る。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、鳩山町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内の小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。また、会員の必要データ（財務データ等）は保管をしておき、スムーズな緊急融資につなげる。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を埼玉県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年12月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD; A[鳩山町役場 防災対策本部] --- B[鳩山町役場 産業環境課]; C[鳩山町商工会 事務局長] --- D[鳩山町商工会 (本部) 経営指導員]; B --- E["(連携) (連絡調整)"]; C --- E;</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
・戸田 孝征 (連絡先は後述(3)より)	
・村田 健一	
・山岡 奈々恵	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)	
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取り組みの企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所	
鳩山町商工会	
〒350-0321 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼 2601 番地	
電話 049-296-0591/FAX049-296-0291	
メールアドレス : hatoyama@syokoukai.jp	
②関係市町村	
鳩山町役場 産業環境課	
〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184 番地 16	
電話 049-296-5895 メールアドレス : h310@town.hatoyama.lg.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
必要な資金の額	100	250	600	50	50
専門家派遣	50	50	50	50	50
金庫		200			
チラシ等作成費	50		550		

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、県補助金、町補助金、事業収入 負担金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
I. 埼玉県商工会連合会 会長 三村喜宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階 II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 岩崎宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階
連携して実施する事業の内容
I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP 普及啓発セミナーの開催 II. 埼玉県火災共済協同組合 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知
連携して事業を実施する者の役割
I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣 II. 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット等の広報物提供
連携体制図等